

東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

募集期間:令和4年11月24日(木)から12月13日(火)まで

意見提出者:1人

意見件数:8件

項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p>・他の計画(都市マスや環境基本計画)と言葉の使い方が異なっていて混乱を招きやすく、統一した用語の使い方をお願いしたい。</p> <p>・具体には[第3章 5.水と緑の将来像]に、「将来像のイメージ」が提示され、そこで「拠点」と「回廊」&「まちなみの緑」に関する考えと具体のマップまでが提示されてしまっています。これらの言葉の概念は基本方針として提示されるべきものではないでしょうか？</p> <p>・それを受けて、[同7.]以降の基本方針などの提示の前に、[同6.]において18の拠点ごとに取り組みまでが示されてしまっているのは、順序が違うのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、統一した用語の使い方に留意します。また、保全すべき拠点があり、そのための基本方針や施策があると考えていることから、将来のイメージに加え、「拠点」「回廊」「まちなみの緑」の定義を、基本方針や施策の前で示しています。</p>
2	<p>「緑の基本計画」といながら、[第3章 4.計画の基本理念]を含め、各所で「水と緑」という言葉が用いられています。ここでの「水」や「緑」は一定の定義付けがなされていますが、かなり限定的な定義と言えます。特に、「水」が生きものの生息・生育の「場」などというのは違和感があります。「水」は人・人間には係りなく、また「場」としてしか見られないというのは、素直に受け取れません。</p>	<p>本計画は、都市緑地法、生物多様性基本法に基づき作成していることから、東久留米市の水環境についても、緑や生きものに主眼を置いた表現としています。</p>
3	<p>・「水循環」という言葉は大方の理解を得て、この計画の中でも用いられていますが、基本方針～個別目標～施策の体系の中で、これに関係する事項が体系的に示されていません。すなわち、浸透～地下水は[第3章8.施策の体系]の[基本方針1 拠点]の項で、河川については[基本方針2回廊]の項で示されています。また、雨水浸透は〔個別目標2 湧水の保全と回復〕、ひいては〔個別目標4・施策8 河川流量の確保〕に根本的な関係を持ちますが、〔施策4. 雨水浸透の促進〕では、専ら浸透施設が主たる対象となっています。この計画の全体を覆う「緑地の保全」や〔基本方針3 個別目標9〕に示される「農地の保全」が雨水浸透のキモであることを踏まえた記述になることが必要と考えます。(〔第3章 11.重点施策〕の〔1〕湧水・清流保全都市宣言の展開)の記述においても同様です。)</p> <p>・これは上記の様に、都市緑地法を背景とする、この「緑の基本計画」の中に「水」に係ることを取り込んでしまったことに起因すると考えます。環境基本計画との関係も含めて、新たな体系の構築などの検討が必要と考えます。</p>	<p>第三次計画の策定にあたっては、これまでの緑の基本計画における考え方を踏襲しながら、雨水浸透や緑地の保全、農地の保全についても検討をしており、緑地や農地が有する地下水かん養機能にも触れています。</p>
4	<p>[第2章 第三次緑の基本計画・生物多様性戦略に向けた課題と方向性]では全く「水」のことが記述されておらず、また、[第3章 7.計画の目標と基本方針]でも「水」については水質、しかも河川類型に係ることしか記述されていませんが、これで十分なのでしょうか？</p>	<p>「第三次緑の基本計画・生物多様性戦略に向けた課題と方向性」につきましては、「第二次緑の基本計画中間見直し・生物多様性戦略」以降、特筆すべき変化があったものについて記載しています。また、水環境の保全に向け、まずは生活環境の保全に関する環境基準を満たすことを目標としています。</p>

項番	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
5	<p>[第3章 9.施策の内容]における[施策3 地下水・湧水の研究]の「市民と協働で井戸水の調査を継続し、地下水の状況を把握」の記述は正確ではありません。調査しているのは井戸水位であり、広くは地下水位です。よって、少なくとも「井戸水」は「井戸水位」とすべきであり、より進んで「地下水位」とするのが妥当と考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、対象が明確になるよう、「所有者の協力を得ながら、市民と協働で井戸水位の調査を継続し、地下水の状況を把握します。」といった表現にします。</p>
6	<p>[第3章 1.計画の位置付け]には市の「みどりに関する条例」について一切の記述がありませんが、全く関係が無いのでしょうか？無いとすれば、この条例はどのような意味を持つのでしょうか？</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、第1章の緑の基本計画・生物多様性戦略についての説明の中で、「東久留米市では、都市緑地法に加えて、東久留米市のみどりに関する条例も踏まえ、今の環境を次世代につなげるための計画として～」といった表現にします。</p>
7	<p>[第3章12.計画の推進に向けて]の〔(3)PDCAの展開イメージ〕で示されていますが、そもそも図に示される「年度計画」とは何でしょうか？ 具体の説明がありません。言葉からすれば、年度ごとに作成される実施計画と受け取れますが、これまで策定されて来て、今後もということでしょうか？</p>	<p>計画の推進に向けたPDCAサイクルの展開については、毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続してまいります。ご意見の趣旨を踏まえて、PDCAのイメージの図を修正します。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・[第3章 9.施策の内容]にある「グリーンインフラ」のように馴染みが薄い横文字言葉については、注釈～コラムなどで解説して頂きたい。 ・数字表記については、アラビア数字が基本方針、個別目標および施策のNO表記に用いられていますが、パット見で判別がしにくく、改善をお願いしたい。 	<p>「グリーンインフラ」の用語解説については、資料編に掲載します。また、ご意見の趣旨を踏まえて、数字表記を工夫するなど本計画を読まれる方へ配慮します。</p>